

景観条例に基づく届出行為をご計画中の 市民の方・事業者の方  
魅力あるまちづくり事業をご計画中の 自治会の方・商店街の方へ

## 前橋市景観アドバイザー制度をご活用ください！

### □ 景観アドバイザーとは？

市民や事業者による良好な景観づくりを支援するため、皆様の景観づくりの活動や行為などに関する相談について、専門家によるアドバイスを受けることのできる制度です。

前橋市では、色彩や建築、都市デザイン、ランドスケープ・アーキテクチャの専門家が景観アドバイザーとして委嘱されています。

### □ アドバイスできる内容

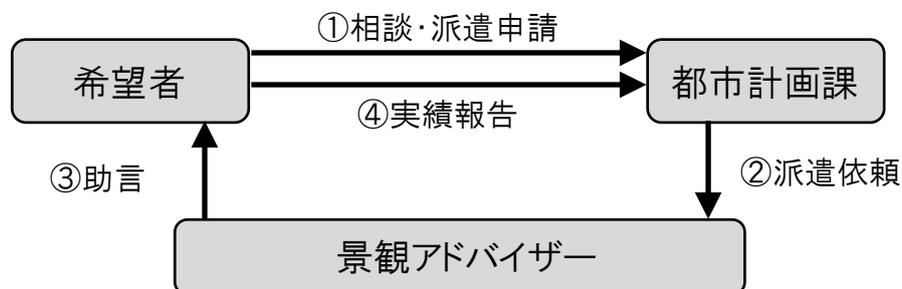
建築物等の { 新築、増築、改築 } にともなう、 { 建築計画 } などに  
{ 外観の変更 } { 色彩計画 } 外構計画 } に関する事

### □ こんな時、ぜひご活用ください！

- ・周辺の景観に配慮したまちなみに調和する建築物を建てたいとき。
- ・広瀬川河畔景観形成重点地区内において建築行為や修景を検討するとき。
- ・緑化事業(シンボルツリーや生垣、屋上緑化や壁面緑化などの植栽)を行おうとするとき。
- ・自治会や商店街で地域の景観特性を生かしたまちづくりを行おうとするとき。
- ・伝統的な街並みや建築物を保存しようとするとき。



### □ 派遣のながれ



派遣日時・場所は相談のうえ決定します。

また、派遣にかかる費用等の負担はございません。お気軽にご相談ください！

### □ 相談・問い合わせ

前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係(市庁舎9階)  
電話:027-898-6974(直通)

前橋市